

(別紙2) 特定外来生物の飼養等の取扱い細目等に係る意見と対応の考え方

該当箇所		意見と理由	対応の考え方
生物名等	項目		
キタリス	飼養許可	登録申請した個体が亡くなっても、登録個体を持っている者の国内繁殖した個体を再度申請することにより飼うことができるとして欲しい。	これまで安易な飼養等により遺棄や逸出がなされて被害を及ぼしている例がある愛がん目的の飼養については、繁殖を行わない場合に限り許可の対象となります。
タイリクモモンガ等	識別措置	ストレスに弱いことからマイクロチップ埋込みや麻酔のための保定をすることで死亡する可能性が高い。マイクロチップ以外の識別方法を例外措置としてではなく明示して欲しい。	マイクロチップの埋込みについては、適正な取扱いが可能な獣医師等により実施することとし、体制が整ったものから義務づけることとし、タイリクモモンガについても動物園関係者の指導を得つつ、埋込みのための技術マニュアルの作成を進めているところです。
ウシガエル	飼養等数量の増減の届出等	届出が必要となる数量の変更の事由に、「繁殖、殺処分」を加えるべきである。	両生類については、繁殖時の個体数の把握が技術的に困難であること等から、譲受け等と譲渡し等について届出を義務づけることを原則にしています。なお、愛玩目的の飼養については、繁殖は認められません。
ノーザンパイク、マスキーパイク、ヨーロッパアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ及びコウライケツギョ	特定飼養等施設の基準の細目	移動用施設、水槽型施設以外にも人工池沼型施設を認めて欲しい。	これらの生物については、大規模あるいは広範囲に人工池沼で飼養等が行われている事例が確認されなかったため、対象に含めていません。
ウチダザリガニ	飼養等数量の増減の届出等	北海道では阿寒湖と塘路湖で漁業資源として利用されてきた経緯があることから、素案どおり一年ごとの報告にして欲しい。	御指摘と同様の認識により、台帳による数量管理を可能としています。
モクスガニ属	特定飼養等施設の基準の細目	卸売業者は市場施設を借りて営業を行っているため、入荷した状態で流通・保管する場合の移動用施設についての基準を適用除外して欲しい。	保管場所から逸出しないことを確認するためには、飼養等の基準を満たした施設で保管することを確認する必要があります。

モクズガニ属	特定飼養等施設の基準の細目	仲卸業者が上海蟹を販売する際は、許可の取得を必要とせず、台帳管理方式のみとし、買出人(飲食店)に許可を取ってもらうのがよく、販売方法については移動用施設の基準を適用除外し、二重の袋に入れ封をするなど、軽易な方法で販売することとして欲しい。	仲卸業者は、譲渡し(販売)を行うことを前提としていますので、飼養等の許可を得ることにより、適切に管理して頂くことが必要です。なお、移動用施設の基準を満たせば、二重の袋等でも許可の対象となります。
	飼養等数量の増減の届出等	中央卸売市場の卸売業者は条例に基づき、販売原票により販売数量、販売先を正確に把握しているため、台帳等で管理する必要はない。台帳管理方式は適用除外して欲しい。	譲渡しの相手方の氏名・名称とその許可番号又は食品衛生法の許可番号、日時と数量など、基本的な事項の確認が容易にできるものであれば、台帳の様式は自由です。
テナガゴガネ属及びコカミアリ	許可の有効期間	三年とあるが、再申請すれば、その限りではないと加えるべき。アマチュア研究者による長期飼育の道を拓いて欲しい。	学術研究目的の飼養等の継続のための再申請は可能です。学術研究目的の飼養は、大学の研究者等に限定されませんが、これまでの関連研究の実績や研究計画の内容等に基づき判断されることとなります。
	飼養等数量の増減の届出等	届出が必要となる数量の変更の事由に、「繁殖、殺処分」を加えるべきである。	昆虫等無脊椎動物については、繁殖時の個体数の把握が技術的に困難であること等から、譲受け等と譲渡し等について届出を義務づけることを原則にしています。なお、愛玩目的の飼養については、繁殖は認められません。
	取扱方法	複数の取扱者とは飼養許可を受けた者が複数立ち会うということが。	許可を受けた者の責任のもと、逃げ出さないように適切な管理をするという趣旨ですので、取扱いに立ち会う必要がある者は、許可を受けた者に限定されません。
ニューギニアヤリガタリクウズムシ	特定飼養等施設の基準の細目	本種は陸生であり、貝類と同じ細目で管理するのは難しい。現在の案では脱出を防げない。貝類と分けるか、以下の点を追加して欲しい。 密閉可能な蓋付き水槽型施設等を二重にしたものとし、飼育施設から持ち出した全ての物体はアルコール等の薬品又は冷凍により消毒し、再生可能な個体の破片の逸出を防ぐ。	施設の基準としては、開口部を閉じることができること、孔が特定外来生物が逸出できない大きさであること等を定めており、生物の種類に応じて孔等の大きさについて、審査することとなります。なお、飼育施設から持ち出した物体の消毒等については、今後の許認可審査や許可の際に付す条件の検討等の参考にさせていただきます。

外来生物法施行規則(案)に係る意見と対応の考え方

該当箇所		意見の概要	対応の考え方
条	飼養等の禁止の適用除外に該当する事由		
第2条	地方公共団体の職員が、特定外来生物の個体又は器官を緊急に処分するために、一時的に保管又は運搬する場合	主体として「国及び」並びに「地方公共団体から作業を依頼されている研究者及び事業委託されている民間業者」を、目的として「対策に必要な処置を施すため」を加筆して欲しい。	国や防除の確認を受けている地方公共団体から事業委託を受けた防除に係る保管や運搬などであれば、地方公共団体の行う防除の一環として飼養等の許可を得ずに実施することが可能です。
		「外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実に図るための研究において、国及び地方公共団体の職員並びに研究者が一時的に保管又は運搬する場合」を追加して欲しい。	学術研究目的の場合、研究に伴う保管や運搬等については、あらかじめ主務大臣の許可を得て実施することが可能です。
		主体として「学術目的でこれを取り扱う研究者」を追加して欲しい。	同上